

厚生労働省告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第九号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する。
令和三年三月十五日
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する。
（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）
第二章 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 孝久

（令和三年三月十五日）

別表	居宅介護	居宅介護
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 167単位</p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 250単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 306単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 579単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を端すことに89単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 183単位</p> <p>(2) 所要時間20分以上15分未満の場合 225単位</p> <p>(3) 所要時間15分以上の場合 291単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車中の介助が中心である場合</p> <p>注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第87号、以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）が訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第112号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たるときとして厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省令第38号、注9において「指定居宅介護等」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第1条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号、以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第1条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注9において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第24条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注9において同じ。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）において、指定訪問介護を行った場合に、規に於いた期間ではなし、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 168単位</p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 249単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 305単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 577単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を端すことに89単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 183単位</p> <p>(2) 所要時間20分以上15分未満の場合 221単位</p> <p>(3) 所要時間15分以上の場合 291単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車中の介助が中心である場合</p> <p>注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第87号、以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）が訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第112号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たるときとして厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省令第38号、注10において「指定居宅介護等」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第1条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号、以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第1条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注10において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第24条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注10において同じ。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）において、指定訪問介護を行った場合に、規に於いた期間ではなし、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p>	

2～4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イロの所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。  
(前同)

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、特定事業所加算率及び特定事業所加算率を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ)～(ロ) (略)

(三) 特定事業所加算率 所定単位数の100分の3に相当する単位数

9～13 (略)

14 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

三・ホ (略)

六 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

2～4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イロの所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに66単位(198単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定訪問介護事業所において、指定訪問介護を行った場合は、平成31年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ)～(ロ) (略)

(新設)

10～14 (略)

15 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

16 (略)

三・ホ (略)

(新設)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数  
(削る)  
(削る)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 訪問入浴介護費

- イ 訪問入浴介護費 1,260単位
- 注 1・2 (略)
- 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清いき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 4～8 (略)

ロ 初回加算 200単位

注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(44及び53)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 活により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 訪問入浴介護費

- イ 訪問入浴介護費 1,250単位
- 注 1・2 (略)
- 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清いき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4～8 (略)

(新設)

(新設)

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 44単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 36単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 12単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (前号)
- (前号)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

3. 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 313単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 470単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 821単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,125単位
- (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 293単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 266単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 398単位

四 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ 48単位
  - (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ 24単位
- （新設）

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、当該施設については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

3. 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 312単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 469単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 819単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,122単位
- (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 292単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 265単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 397単位

- (8) 所要時間30分以上1時間未満の場合 573単位
- (9) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 832単位
- ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,954単位

注1～15 (略)

二～ハ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算I) 550単位
- (2) 看護体制強化加算II) 200単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ及びロについては1回につき、ハについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イ又はロを算定している場合
  - 一 サービス提供体制強化加算I) 6単位
  - 二 サービス提供体制強化加算II) 3単位
- (2) ハを算定している場合
  - 一 サービス提供体制強化加算I) 50単位
  - 二 サービス提供体制強化加算II) 25単位

4 訪問リハビリテーション費

- イ 訪問リハビリテーション費(1回につき) 307単位

注1～5 (略)

6 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は法第19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。)から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテー

- (8) 所要時間30分以上1時間未満の場合 571単位
- (9) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 839単位
- ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,945単位

注1～15 (略)

二～ハ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算I) 600単位
- (2) 看護体制強化加算II) 300単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イ及びロについては1回につき6単位を、ハについては1月につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

- イ 訪問リハビリテーション費(1回につき) 293単位

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は法第19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。)から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテー

レオンマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① リハビリテーションマネジメント加算(イ) 180単位
- ② リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 213単位
- ③ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 450単位
- ④ リハビリテーションマネジメント加算(ニ) 483単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。

ロ 移行支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 6単位
- (2) サービス提供体制強化加算(ロ) 3単位

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(イ)
  - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 514単位
  - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
  - ③ (イ)及び②以外の場合 445単位
- (2) 居宅療養管理指導費(ロ)
  - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 298単位
  - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 286単位
  - ③ (イ)及び②以外の場合 259単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。)の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)

レオンマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算については3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 230単位
- ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 280単位
- ハ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 320単位
- ニ リハビリテーションマネジメント加算(ニ) 420単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

ロ 社会参加支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- (新設)
- (新設)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(イ)
  - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 509単位
  - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
  - ③ (イ)及び②以外の場合 444単位
- (2) 居宅療養管理指導費(ロ)
  - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 295単位
  - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位
  - ③ (イ)及び②以外の場合 261単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サー

並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位
- (2) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
- (3) 乙及び丙以外の場合 440単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
  - (イ) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位
  - (ロ) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416単位
  - (ハ) 乙及び丙以外の場合 379単位
- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
  - (イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位
  - (ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位
  - (ハ) 乙及び丙以外の場合 341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- (2) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- (3) 乙及び丙以外の場合 444単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
  - (イ) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位
  - (ロ) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位
  - (ハ) 乙及び丙以外の場合 379単位
- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
  - (イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
  - (ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位
  - (ハ) 乙及び丙以外の場合 345単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 二科診療報酬点数表の区分番号に002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

注 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費①

イ 甲 建物居住者1人に対して行う場合	544単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
ハ 17及び18以外の場合	443単位

(2) 居宅療養管理指導費②

イ 単一建物居住者1人に対して行う場合	524単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	466単位
ハ 17及び18以外の場合	423単位

(割る)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、注1については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、注2については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成14年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのへ、介護保険施設サービス

(新設)

2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

539単位

(新設)  
(新設)  
(新設)

(2) 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

483単位

(新設)  
(新設)  
(新設)

(3) 17及び18以外の場合

444単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

スのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一日に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ（略）

2～4（略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 381単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 326単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 294単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第83条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一日に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ（略）

2～4（略）

(別表)

イーハ（略）

2～4（略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 298単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一日に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ（略）

2～4（略）

ウ 看護職員が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 402単位
- (2) 同一建物居住者に対して行う場合 362単位

注1 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要介護認定（法第28条第2項に規定する要介護認定の更新又は法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を含む。）に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）の提供を開始した日から起算して6月の間に3回を限度として算定する。ただし、延看護師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

Ⅰ. 通所介護費

ⅰ. 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間2時間以上4時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	339単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	321単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	171単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	520単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	535単位

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	388単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	412単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	500単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	557単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	614単位

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	547単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	670単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	773単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	876単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	950単位

(4) 所要時間8時間以上7時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	581単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	686単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	792単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	897単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,003単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	550単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	773単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	886単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,018単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,142単位

(6) 所要時間9時間以上10時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	668単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	781単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	911単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,036単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,162単位

ⅱ. 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者の訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは該当施設の一部を受け付けている場合は、算定しない。

Ⅱ. 通所介護費

ⅰ. 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間2時間以上4時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	364単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	347単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	179単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	525単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	570単位

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	399単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	458単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	495単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	551単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	608単位

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	561単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	663単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	765単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	867単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	969単位

(4) 所要時間8時間以上7時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	575単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	679単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	784単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	888単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	993単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	640単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	765単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	887単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,008単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,130単位

(6) 所要時間9時間以上10時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	659単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	779単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	903単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,026単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,150単位

ロ 新規採用所(海管行)

(1) 所要時間が時間以上4時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 536単位
- 二 要介護Ⅱ 607単位
- 三 要介護Ⅲ 460単位
- 四 要介護Ⅳ 611単位
- 五 要介護Ⅴ 385単位

(2) 所要時間が時間以上5時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 531単位
- 二 要介護Ⅱ 429単位
- 三 要介護Ⅲ 404単位
- 四 要介護Ⅳ 538単位
- 五 要介護Ⅴ 500単位

(3) 所要時間が時間以上6時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 610単位
- 二 要介護Ⅱ 640単位
- 三 要介護Ⅲ 730単位
- 四 要介護Ⅳ 636単位
- 五 要介護Ⅴ 937単位

(4) 所要時間が時間以上7時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 561単位
- 二 要介護Ⅱ 664単位
- 三 要介護Ⅲ 766単位
- 四 要介護Ⅳ 867単位
- 五 要介護Ⅴ 984単位

(5) 所要時間が時間以上8時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 626単位
- 二 要介護Ⅱ 740単位
- 三 要介護Ⅲ 859単位
- 四 要介護Ⅳ 955単位
- 五 要介護Ⅴ 1,092単位

(6) 所要時間が時間以上9時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 644単位
- 二 要介護Ⅱ 760単位
- 三 要介護Ⅲ 891単位
- 四 要介護Ⅳ 1,002単位
- 五 要介護Ⅴ 1,152単位

ロ 新規採用所(海管行)

(1) 所要時間が時間以上4時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 353単位
- 二 要介護Ⅱ 408単位
- 三 要介護Ⅲ 453単位
- 四 要介護Ⅳ 501単位
- 五 要介護Ⅴ 550単位

(2) 所要時間が時間以上5時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 370単位
- 二 要介護Ⅱ 424単位
- 三 要介護Ⅲ 470単位
- 四 要介護Ⅳ 528単位
- 五 要介護Ⅴ 588単位

(3) 所要時間が時間以上6時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 398単位
- 二 要介護Ⅱ 474単位
- 三 要介護Ⅲ 522単位
- 四 要介護Ⅳ 608単位
- 五 要介護Ⅴ 626単位

(4) 所要時間が時間以上7時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 566単位
- 二 要介護Ⅱ 657単位
- 三 要介護Ⅲ 738単位
- 四 要介護Ⅳ 854単位
- 五 要介護Ⅴ 954単位

(5) 所要時間が時間以上8時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 620単位
- 二 要介護Ⅱ 735単位
- 三 要介護Ⅲ 826単位
- 四 要介護Ⅳ 965単位
- 五 要介護Ⅴ 1,081単位

(6) 所要時間が時間以上9時間未満の場合

- 一 要介護Ⅰ 637単位
- 二 要介護Ⅱ 763単位
- 三 要介護Ⅲ 872単位
- 四 要介護Ⅳ 992単位
- 五 要介護Ⅴ 1,111単位

六、大規模型通所介護(ロ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	743単位
二 要介護2	807単位
三 要介護3	444単位
四 要介護4	493単位
五 要介護5	546単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	380単位
二 要介護2	412単位
三 要介護3	466単位
四 要介護4	518単位
五 要介護5	572単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	552単位
二 要介護2	617単位
三 要介護3	712単位
四 要介護4	808単位
五 要介護5	903単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	540単位
二 要介護2	638単位
三 要介護3	736単位
四 要介護4	835単位
五 要介護5	934単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

一 要介護1	602単位
二 要介護2	713単位
三 要介護3	836単位
四 要介護4	971単位
五 要介護5	1,054単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

一 要介護1	820単位
二 要介護2	785単位
三 要介護3	848単位
四 要介護4	935単位
五 要介護5	1,081単位

注) 了から八までについては、別に厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第9条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に相応する区分に属し、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第9条第1項に規定する通所介護計画をいう。以

六、大規模型通所介護(ロ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	440単位
二 要介護2	381単位
三 要介護3	440単位
四 要介護4	488単位
五 要介護5	540単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	356単位
二 要介護2	408単位
三 要介護3	461単位
四 要介護4	513単位
五 要介護5	566単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	517単位
二 要介護2	611単位
三 要介護3	705単位
四 要介護4	800単位
五 要介護5	894単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	535単位
二 要介護2	632単位
三 要介護3	729単位
四 要介護4	827単位
五 要介護5	925単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

一 要介護1	608単位
二 要介護2	706単位
三 要介護3	818単位
四 要介護4	931単位
五 要介護5	1,043単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

一 要介護1	814単位
二 要介護2	726単位
三 要介護3	839単位
四 要介護4	952単位
五 要介護5	1,070単位

注) 了から八までについては、別に厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第9条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第9条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に相応する区分に属し、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、

下同し。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

3 イからハまでについては、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内限り、引き続き加算することができる。

4-5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき18単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 入浴介助加算(1) 10単位
- ロ 入浴介助加算(2) 35単位

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き3月または1回を限度として、1日につき、(2)については1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1日につき100単位を所定単位数に加算する。

- ① 生活機能向上連携加算(1) 100単位
- ② 生活機能向上連携加算(2) 200単位

通所介護計画(指定別宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

(新設)

3-1 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき18単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)を算定している場合には、個別機能訓練加算(1)は算定しない。

イ 個別機能訓練加算(1)	56単位
ロ 個別機能訓練加算(2)	85単位
ハ 個別機能訓練加算(3)	20単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ A(1) 維持等加算(1)	30単位
ロ A(1) 維持等加算(2)	60単位

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

14 (略)

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- ① 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の各(注16において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

16 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算(1)	46単位
ロ 個別機能訓練加算(2)	36単位

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ A(1) 維持等加算(1)	3単位
ロ A(1) 維持等加算(2)	6単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

13 (略)

(新設)

14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度

として 1 回につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

17. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位

18. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 口腔機能向上加算Ⅰ 150 単位

ロ 口腔機能向上加算Ⅱ 160 単位

(削る)

(削る)

として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

15. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として 1 回につき 5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

16. イからハまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(削る)

(削る)

(削る)

19 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の3第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。

ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

20～22 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

- (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
  - イ 要介護1 336単位
  - ロ 要介護2 395単位

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスをを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

(新設)

17～19 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（令和2年度については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

- (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
  - イ 要介護1 331単位
  - ロ 要介護2 380単位

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(8) 上記規定適用所の「ペリテレーン」等

(9) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2

424単位  
435単位  
457単位

480単位  
496単位  
511単位  
530単位  
552単位

618単位  
630単位  
652単位  
678単位  
708単位

764単位  
787単位  
815単位  
848単位  
886単位

938単位  
972単位  
1010単位  
1052単位  
1102単位

1160単位  
1204単位  
1254単位  
1312単位  
1378単位

1457単位  
1507単位  
1569単位  
1646単位  
1730単位

1841単位  
1902単位

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2
- ③ 賃金階級3
- ④ 賃金階級4
- ⑤ 賃金階級5

(8) 上記規定適用所の「ペリテレーン」等

- ① 賃金階級1
- ② 賃金階級2

483単位  
494単位  
509単位

545単位  
561単位  
577単位  
598単位  
620単位

706単位  
721単位  
737単位  
763単位  
793単位

811単位  
828単位  
844単位  
871単位  
901単位

957単位  
991単位  
1029単位  
1071単位  
1119単位

1170単位  
1214単位  
1254単位  
1302単位  
1358単位

1417単位  
1467単位  
1519単位  
1574単位  
1630単位

1695単位  
1756単位

- イ 組合費 3
- ロ 燃料費 4
- ハ 賃借料 5

(2) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 賃借料 3
- 四 燃料費 4
- 五 賃借料 5

(3) 所要時間8時間以上11時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 賃借料 3
- 四 燃料費 4
- 五 組合費 5

(4) 所要時間11時間以上14時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 組合費 3
- 四 組合費 4
- 五 組合費 5

(5) 所要時間14時間以上の時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 組合費 2
- 三 組合費 3
- 四 燃料費 4
- 五 燃料費 5

(6) 所要時間14時間以上の時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 組合費 4
- 五 組合費 5

(7) 所要時間17時間以上の時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 組合費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- 五 組合費 5

121単位  
150単位  
441単位

375単位  
131単位  
384単位  
544単位  
600単位

177単位  
564単位  
620単位  
727単位  
821単位

1540単位  
5260単位  
711単位  
821単位  
922単位

588単位  
701単位  
119単位  
950単位  
1,077単位

1601単位  
824単位  
924単位  
1,002単位  
1,272単位

754単位  
382単位  
1,006単位  
1,006単位  
1,006単位

- イ 燃料費 3
- ロ 燃料費 4
- ハ 燃料費 5

(2) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 組合費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- 五 燃料費 5

(3) 所要時間8時間以上11時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- 五 組合費 5

(4) 所要時間11時間以上14時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 組合費 3
- 四 燃料費 4
- 五 燃料費 5

(5) 所要時間14時間以上の時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 組合費 2
- 三 組合費 3
- 四 燃料費 4
- 五 燃料費 5

(6) 所要時間14時間以上の時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- 五 燃料費 5

(7) 所要時間17時間以上の時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- 五 燃料費 5

384単位  
441単位  
441単位

388単位  
394単位  
450単位  
507単位  
561単位

440単位  
526単位  
543単位  
645単位  
781単位

501単位  
581単位  
670単位  
778単位  
887単位

591単位  
658単位  
775単位  
844単位  
1,020単位

658単位  
781単位  
857単位  
1,064単位  
1,201単位

692単位  
821単位  
860単位  
1,117単位  
1,273単位

④ 正規労働者に対する労働時間超過の算定

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

イ 夜間労働	350単位
ロ 休日労働	350単位
ハ 休日労働	410単位
ニ 休日労働	410単位
ホ 休日労働	480単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

イ 夜間労働	360単位
ロ 休日労働	420単位
ハ 休日労働	477単位
ニ 休日労働	530単位
ホ 休日労働	590単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

イ 夜間労働	405単位
ロ 休日労働	512単位
ハ 休日労働	616単位
ニ 休日労働	710単位
ホ 休日労働	800単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

イ 夜間労働	520単位
ロ 休日労働	600単位
ハ 休日労働	683単位
ニ 休日労働	790単位
ホ 休日労働	900単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

イ 夜間労働	570単位
ロ 休日労働	657単位
ハ 休日労働	750単位
ニ 休日労働	860単位
ホ 休日労働	1,040単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

イ 夜間労働	670単位
ロ 休日労働	797単位
ハ 休日労働	910単位
ニ 休日労働	1,066単位
ホ 休日労働	1,321単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 夜間労働	700単位
ロ 休日労働	841単位
ハ 休日労働	983単位

⑤ 正規労働者に対する労働時間超過の算定

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

イ 夜間労働	310単位
ロ 休日労働	310単位
ハ 休日労働	367単位
ニ 休日労働	404単位
ホ 休日労働	480単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

イ 夜間労働	362単位
ロ 休日労働	383単位
ハ 休日労働	444単位
ニ 休日労働	490単位
ホ 休日労働	570単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

イ 夜間労働	400単位
ロ 休日労働	500単位
ハ 休日労働	570単位
ニ 休日労働	660単位
ホ 休日労働	783単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

イ 夜間労働	482単位
ロ 休日労働	583単位
ハ 休日労働	678単位
ニ 休日労働	760単位
ホ 休日労働	857単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

イ 夜間労働	510単位
ロ 休日労働	640単位
ハ 休日労働	760単位
ニ 休日労働	871単位
ホ 休日労働	980単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

イ 夜間労働	620単位
ロ 休日労働	764単位
ハ 休日労働	874単位
ニ 休日労働	1,010単位
ホ 休日労働	1,180単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 夜間労働	667単位
ロ 休日労働	810単位
ハ 休日労働	927単位

四 費介護4	1,129単位
五 費介護5	1,282単位

注1 (略)

3 イからハまでについて、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の集積が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

3-6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入浴介助加算Ⅰ	40単位
ロ 入浴介助加算Ⅱ	60単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(削る)

イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲイ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	580単位
(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合	240単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲロ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	593単位
(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合	273単位
ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲハ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	830単位

四 費介護4	1,080単位
五 費介護5	1,231単位

注1 (略)

(新設)

2-5 (削る)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算Ⅲについては3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	330単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	850単位
(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合	530単位

(新設)

ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	1,120単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 510単位

二 リハビリテーションマネジメント加算(B)(1)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合 883単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 543単位

(例る)

9 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注10又は注11を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注11を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間に、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 800単位

二 リハビリテーションマネジメント加算(B)(1)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合 1,220単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 900単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して6月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注9又は注10を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間に、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、

生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づき指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1,250単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加算は算定しない。

（削る）

（削る）

（削る）

12 （略）

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

① 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

② 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働者に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所リハビリテーション事業所であること。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この注は算定しない。

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合 2,000単位

ロ 当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合 1,000単位

11 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する日の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 （略）

（新設）

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

① 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

② 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

17～19 (略)

20 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。

ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直しなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

21・22 (略)

二 移行支援加算 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合には、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した月の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

16～18 (略)

(新設)

19・20 (略)

二 社会参加支援加算 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

ウ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

エ (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

- (イ) 単独型短期入所生活介護費Ⅰ
  - a 要介護1 638単位
  - b 要介護2 707単位
  - c 要介護3 778単位
  - d 要介護4 847単位
  - e 要介護5 916単位

(2) 単独型短期入所生活介護費Ⅱ

- a 要介護1 638単位
- b 要介護2 707単位
- c 要介護3 778単位
- d 要介護4 847単位
- e 要介護5 916単位

(3) 併設型短期入所生活介護費

イ 併設型短期入所生活介護費Ⅰ

- a 要介護1 596単位
- b 要介護2 665単位
- c 要介護3 737単位
- d 要介護4 806単位
- e 要介護5 874単位

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

ウ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年5月31日までの間、(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

エ (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費Ⅰ

- (イ) 単独型短期入所生活介護費Ⅰ
  - a 要介護1 627単位
  - b 要介護2 695単位
  - c 要介護3 765単位
  - d 要介護4 833単位
  - e 要介護5 900単位

(2) 単独型短期入所生活介護費Ⅱ

- a 要介護1 627単位
- b 要介護2 695単位
- c 要介護3 765単位
- d 要介護4 833単位
- e 要介護5 900単位

(3) 併設型短期入所生活介護費

イ 併設型短期入所生活介護費Ⅰ

- a 要介護1 586単位
- b 要介護2 654単位
- c 要介護3 724単位
- d 要介護4 792単位
- e 要介護5 859単位

ロ 併設型短期入所生活介護費Ⅱ

ア 要介護 1	596 単位
イ 要介護 2	665 単位
ウ 要介護 3	737 単位
エ 要介護 4	806 単位
オ 要介護 5	874 単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

① 単独型ユニット型短期入所生活介護費

一 単独型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護 1	738 単位
イ 要介護 2	806 単位
ウ 要介護 3	881 単位
エ 要介護 4	949 単位
オ 要介護 5	1,017 単位

二 経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護 1	738 単位
イ 要介護 2	806 単位
ウ 要介護 3	881 単位
エ 要介護 4	949 単位
オ 要介護 5	1,017 単位

② 併設型ユニット型短期入所生活介護費

一 併設型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護 1	696 単位
イ 要介護 2	764 単位
ウ 要介護 3	838 単位
エ 要介護 4	908 単位
オ 要介護 5	976 単位

二 経過の併設型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護 1	696 単位
イ 要介護 2	764 単位
ウ 要介護 3	838 単位
エ 要介護 4	908 単位
オ 要介護 5	976 単位

注 1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、予については、利用者の急性期無等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、1月につき1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注5を算定している場合、予は算定せず、エは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位
ロ 生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位

ロ 併設型短期入所生活介護費Ⅱ

ア 要介護 1	580 単位
イ 要介護 2	654 単位
ウ 要介護 3	724 単位
エ 要介護 4	792 単位
オ 要介護 5	859 単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

① 単独型ユニット型短期入所生活介護費

一 単独型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ

ア 要介護 1	735 単位
イ 要介護 2	792 単位
ウ 要介護 3	866 単位
エ 要介護 4	933 単位
オ 要介護 5	1,000 単位

二 単独型ユニット型短期入所生活介護費Ⅱ

ア 要介護 1	725 単位
イ 要介護 2	792 単位
ウ 要介護 3	866 単位
エ 要介護 4	933 単位
オ 要介護 5	1,000 単位

② 併設型ユニット型短期入所生活介護費

一 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ

ア 要介護 1	684 単位
イ 要介護 2	751 単位
ウ 要介護 3	824 単位
エ 要介護 4	892 単位
オ 要介護 5	959 単位

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅱ

ア 要介護 1	684 単位
イ 要介護 2	751 単位
ウ 要介護 3	824 単位
エ 要介護 4	892 単位
オ 要介護 5	959 単位

注 1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)	
(新設)	

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7～15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17-18 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
  - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
  - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (別表)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注5及び注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7～15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に關する基準(平成18年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。))の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17-18 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 18単位
- ② サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

1 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年8月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （山～は）（略）
- （削る）
- （削る）

子（略）

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 要介護1	752単位
ⅱ 要介護2	799単位
ⅲ 要介護3	861単位
ⅳ 要介護4	914単位
ⅴ 要介護5	966単位

ⅱ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ

ⅰ 要介護1	791単位
ⅱ 要介護2	837単位
ⅲ 要介護3	930単位
ⅳ 要介護4	988単位
ⅴ 要介護5	1,044単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	827単位
ⅱ 要介護2	878単位
ⅲ 要介護3	939単位
ⅳ 要介護4	991単位
ⅴ 要介護5	1,045単位

ⅳ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅳ

ⅰ 要介護1	875単位
ⅱ 要介護2	951単位
ⅲ 要介護3	1,014単位
ⅳ 要介護4	1,071単位
ⅴ 要介護5	1,129単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	778単位
ⅱ 要介護2	861単位

1 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（平成33年5月については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （1～5）（略）
- （4）介護職員処遇改善加算Ⅳ（3）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- （5）介護職員処遇改善加算Ⅴ（3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

子（略）

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 要介護1	755単位
ⅱ 要介護2	801単位
ⅲ 要介護3	863単位
ⅳ 要介護4	914単位
ⅴ 要介護5	965単位

ⅱ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ

ⅰ 要介護1	797単位
ⅱ 要介護2	868単位
ⅲ 要介護3	930単位
ⅳ 要介護4	988単位
ⅴ 要介護5	1,041単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	829単位
ⅱ 要介護2	877単位
ⅲ 要介護3	938単位
ⅳ 要介護4	989単位
ⅴ 要介護5	1,042単位

ⅳ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅳ

ⅰ 要介護1	878単位
ⅱ 要介護2	950単位
ⅲ 要介護3	1,012単位
ⅳ 要介護4	1,068単位
ⅴ 要介護5	1,124単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	781単位
ⅱ 要介護2	862単位

Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	976単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	1,054単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	1,131単位
Ⅰ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅱ	857単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	941単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	1,057単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	1,135単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅱ	1,210単位
Ⅱ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱ	
Ⅰ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱ(Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅱ	770単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	850単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	930単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	1,026単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅱ	1,103単位
Ⅱ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅱ	857単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	934単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	1,020単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	1,106単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅱ	1,183単位
Ⅲ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ	
Ⅰ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ(Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅱ	737単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	782単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	845単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	897単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅱ	948単位
Ⅱ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅱ	817単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	860単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	920単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	971単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅱ	1,024単位
Ⅳ) Ⅱ-2以下型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ) Ⅱ-2以下型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ	
Ⅰ Ⅰ-2以下型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ(Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅱ	848単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅱ	871単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅱ	943単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅱ	997単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅱ	1,049単位

Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	976単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	1,136単位
Ⅰ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅲ	858単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	940単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	1,130単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅲ	1,204単位
Ⅱ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ	
Ⅰ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ(Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅲ	781単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	856単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	940単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	1,024単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅲ	1,099単位
Ⅱ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅲ	858単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	934単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	1,027単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	1,102単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅲ	1,177単位
Ⅲ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ	
Ⅰ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ(Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅲ	741単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	785単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	846単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	897単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅲ	947単位
Ⅱ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅲ	813単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	861単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	920単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	970単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅲ	1,022単位
Ⅳ) Ⅱ-2以下型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ) Ⅱ-2以下型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ	
Ⅰ Ⅰ-2以下型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ(Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ-1型介護Ⅲ	895単位
Ⅱ Ⅱ-1型介護Ⅲ	980単位
Ⅲ Ⅲ-1型介護Ⅲ	949単位
Ⅳ Ⅳ-1型介護Ⅲ	995単位
Ⅴ Ⅴ-1型介護Ⅲ	1,046単位

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	870単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	935単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,019単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,075単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,134単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	833単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	871単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	912単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	997単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,049単位

3) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	870単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	935単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,018単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,075単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,128単位

二 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	914単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,020単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,119単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,221単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,296単位

2) 経過の二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	811単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,026単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,141単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,221単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,296単位

3) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	914単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,020単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,116単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,210単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,284単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	844単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,030単位

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	880単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	954単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,016単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,072単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,128単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	835単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	880単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	942単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	995単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,046単位

3) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	880単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	954単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,016単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,072単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,128単位

二 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	910単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,024単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,138単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,214単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,288単位

2) 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	813単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,034単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,149単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,211単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,288単位

三 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	918単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,018単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,113単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,187単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,261単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	818単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,018単位

Ⅲ 要介護3	1,116単位
Ⅳ 要介護4	1,193単位
Ⅴ 要介護5	1,269単位
Ⅱ) コミュニティ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ) <u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	816単位
ⅱ 要介護2	863単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	977単位
ⅴ 要介護5	1,028単位
ⅲ) <u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	816単位
ⅱ 要介護2	863単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	977単位
ⅴ 要介護5	1,028単位
(3) <u>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 3時間以上4時間未満	650単位
ⅱ 4時間以上6時間未満	908単位
ⅲ 6時間以上8時間未満	1,269単位
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。	
9～18 (略)	
(4) <u>総合医学管理加算</u>	275単位
注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。	
2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。	
(5)～(7) (略)	
(8) <u>サービス提供体制強化加算</u>	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ)	22単位
ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ)	18単位
ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ)	16単位
(備える)	

Ⅲ 要介護3	1,112単位
Ⅳ 要介護4	1,187単位
Ⅴ 要介護5	1,261単位
Ⅱ) コミュニティ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ) <u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	818単位
ⅱ 要介護2	864単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	976単位
ⅴ 要介護5	1,026単位
ⅲ) <u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	818単位
ⅱ 要介護2	864単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	976単位
ⅴ 要介護5	1,026単位
(3) <u>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 3時間以上4時間未満	656単位
ⅱ 4時間以上6時間未満	908単位
ⅲ 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。	
9～18 (略)	
(新設)	
(1)～(6) (略)	
(7) <u>サービス提供体制強化加算</u>	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ)	18単位
ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ)	13単位
ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6単位
ⅳ サービス提供体制強化加算Ⅳ)	6単位

⑨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの期間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
  - 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
  - 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (別表)  
(別表)

⑩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

イ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

イ 要介護1	708単位
ロ 要介護2	813単位
ハ 要介護3	1,042単位
ニ 要介護4	1,139単位
ホ 要介護5	1,237単位

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ

イ 要介護1	737単位
ロ 要介護2	848単位
ハ 要介護3	1,086単位
ニ 要介護4	1,188単位
ホ 要介護5	1,279単位

⑨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの期間(両及び四については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅳ (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅴ (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

イ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

イ 要介護1	693単位
ロ 要介護2	798単位
ハ 要介護3	1,020単位
ニ 要介護4	1,115単位
ホ 要介護5	1,201単位

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ

イ 要介護1	721単位
ロ 要介護2	830単位
ハ 要介護3	1,063単位
ニ 要介護4	1,163単位
ホ 要介護5	1,252単位

一、病院療養病床短期入所療養介護費(甲)	
イ 療介護1	277単位
ロ 療介護2	826単位
ハ 療介護3	1,077単位
ニ 療介護4	1,171単位
ホ 療介護5	1,761単位
二、病院療養病床短期入所療養介護費(乙)	
イ 療介護1	811単位
ロ 療介護2	921単位
ハ 療介護3	1,140単位
ニ 療介護4	1,217単位
ホ 療介護5	1,554単位
三、病院療養病床短期入所療養介護費(丙)	
イ 療介護1	516単位
ロ 療介護2	581単位
ハ 療介護3	1,129単位
ニ 療介護4	1,500単位
ホ 療介護5	1,891単位
四、病院療養病床短期入所療養介護費(丁)	
イ 療介護1	457単位
ロ 療介護2	926単位
ハ 療介護3	1,121単位
ニ 療介護4	1,280単位
ホ 療介護5	1,570単位
五、病院療養病床短期入所療養介護費(戊)	
イ 療介護1	652単位
ロ 療介護2	717単位
ハ 療介護3	714単位
ニ 療介護4	1,063単位
ホ 療介護5	1,131単位
六、病院療養病床短期入所療養介護費(己)	
イ 療介護1	657単位
ロ 療介護2	776単位
ハ 療介護3	855単位
ニ 療介護4	1,059単位
ホ 療介護5	1,120単位
七、病院療養病床短期入所療養介護費(庚)	
イ 療介護1	750単位
ロ 療介護2	868単位
ハ 療介護3	1,020単位
ニ 療介護4	1,131単位
ホ 療介護5	1,211単位

一、病院療養病床短期入所療養介護費(甲)	
イ 療介護1	711単位
ロ 療介護2	818単位
ハ 療介護3	1,048単位
ニ 療介護4	1,146単位
ホ 療介護5	1,544単位
二、病院療養病床短期入所療養介護費(乙)	
イ 療介護1	797単位
ロ 療介護2	901単位
ハ 療介護3	1,124単位
ニ 療介護4	1,220単位
ホ 療介護5	1,605単位
三、病院療養病床短期入所療養介護費(丙)	
イ 療介護1	531単位
ロ 療介護2	584単位
ハ 療介護3	1,178単位
ニ 療介護4	1,572単位
ホ 療介護5	1,931単位
四、病院療養病床短期入所療養介護費(丁)	
イ 療介護1	419単位
ロ 療介護2	928単位
ハ 療介護3	1,156単位
ニ 療介護4	1,263単位
ホ 療介護5	1,641単位
五、病院療養病床短期入所療養介護費(戊)	
イ 療介護1	638単位
ロ 療介護2	711単位
ハ 療介護3	844単位
ニ 療介護4	1,040単位
ホ 療介護5	1,080単位
六、病院療養病床短期入所療養介護費(己)	
イ 療介護1	658単位
ロ 療介護2	759単位
ハ 療介護3	815単位
ニ 療介護4	1,065単位
ホ 療介護5	1,108単位
七、病院療養病床短期入所療養介護費(庚)	
イ 療介護1	749単位
ロ 療介護2	847単位
ハ 療介護3	908単位
ニ 療介護4	1,115単位
ホ 療介護5	1,166単位

## 1) 病院療養病床短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	759単位
ⅱ 療介護2	886単位
ⅲ 療介護3	1,044単位
ⅳ 療介護4	1,190単位
ⅴ 療介護5	1,246単位

## 2) 病院療養病床短期人所療養介護費②

## a) 病院療養病床短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	630単位
ⅱ 療介護2	784単位
ⅲ 療介護3	936単位
ⅳ 療介護4	1,057単位
ⅴ 療介護5	1,077単位

## b) 病院療養病床短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	722単位
ⅱ 療介護2	846単位
ⅲ 療介護3	993単位
ⅳ 療介護4	1,146単位
ⅴ 療介護5	1,188単位

## (2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費(1日につき)

## 1) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

## a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	717単位
ⅱ 療介護2	834単位
ⅲ 療介護3	971単位
ⅳ 療介護4	1,059単位
ⅴ 療介護5	1,141単位

## b) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	825単位
ⅱ 療介護2	934単位
ⅲ 療介護3	1,078単位
ⅳ 療介護4	1,168単位
ⅴ 療介護5	1,236単位

## 2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

## a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	717単位
ⅱ 療介護2	834単位
ⅲ 療介護3	980単位
ⅳ 療介護4	1,019単位
ⅴ 療介護5	1,107単位

## ②) 病院療養病床短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	781単位
ⅱ 療介護2	967単位
ⅲ 療介護3	1,082単位
ⅳ 療介護4	1,191単位
ⅴ 療介護5	1,213単位

## 1) 病院療養病床短期人所療養介護費①

## a) 病院療養病床短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	616単位
ⅱ 療介護2	722単位
ⅲ 療介護3	860単位
ⅳ 療介護4	1,015単位
ⅴ 療介護5	1,054単位

## b) 病院療養病床短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	722単位
ⅱ 療介護2	828単位
ⅲ 療介護3	972単位
ⅳ 療介護4	1,121単位
ⅴ 療介護5	1,161単位

## (2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費(1日につき)

## a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

## 1) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	702単位
ⅱ 療介護2	806単位
ⅲ 療介護3	950単位
ⅳ 療介護4	1,080単位
ⅴ 療介護5	1,124単位

## 2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	807単位
ⅱ 療介護2	913単位
ⅲ 療介護3	1,033単位
ⅳ 療介護4	1,141単位
ⅴ 療介護5	1,204単位

## 2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

## a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	702単位
ⅱ 療介護2	806単位
ⅲ 療介護3	910単位
ⅳ 療介護4	997単位
ⅴ 療介護5	1,089単位

① 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅰ)		
Ⅰ 要介護Ⅰ	825単位	
Ⅱ 要介護Ⅱ	933単位	
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,037単位	
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,125単位	
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,216単位	
② 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅱ(日(2)※)		
Ⅰ 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅰ)		
Ⅱ 要介護Ⅰ	838単位	
Ⅲ 要介護Ⅱ	943単位	
Ⅳ 要介護Ⅲ	1,042単位	
Ⅴ 要介護Ⅳ	1,126単位	
Ⅵ 要介護Ⅴ	1,216単位	
Ⅱ 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅱ)		
Ⅲ 要介護Ⅰ	897単位	
Ⅳ 要介護Ⅱ	977単位	
Ⅴ 要介護Ⅲ	1,076単位	
Ⅵ 要介護Ⅳ	1,177単位	
Ⅶ 要介護Ⅴ	1,268単位	
③ 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅲ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	856単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	935単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,201単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,300単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,390単位	
④ 経過Ⅰ(同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅰ)		
Ⅲ 要介護Ⅰ	838単位	
Ⅳ 要介護Ⅱ	943単位	
Ⅴ 要介護Ⅲ	1,072単位	
Ⅵ 要介護Ⅳ	1,233単位	
Ⅶ 要介護Ⅴ	1,358単位	
⑤ 経過Ⅱ(同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅱ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	857単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	977単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,076単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,177単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,268単位	
⑥ 経過Ⅲ(同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅲ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	856単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	935単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,201単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,300単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,390単位	

① 病院療養病床経過短期入所療養介護費Ⅰ)		
Ⅰ 要介護Ⅰ	807単位	
Ⅱ 要介護Ⅱ	918単位	
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,015単位	
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,101単位	
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,190単位	
② 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅱ(日(2)※)		
Ⅰ 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅰ)		
Ⅱ 要介護Ⅰ	820単位	
Ⅲ 要介護Ⅱ	925単位	
Ⅳ 要介護Ⅲ	1,017単位	
Ⅴ 要介護Ⅳ	1,102単位	
Ⅵ 要介護Ⅴ	1,197単位	
Ⅱ 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅱ)		
Ⅲ 要介護Ⅰ	878単位	
Ⅳ 要介護Ⅱ	969単位	
Ⅴ 要介護Ⅲ	1,070単位	
Ⅵ 要介護Ⅳ	1,160単位	
Ⅶ 要介護Ⅴ	1,278単位	
③ 同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅲ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	838単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	944単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,075単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,179単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,290単位	
④ 経過Ⅰ(同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅰ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	820単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	923単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,047単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,142単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,277単位	
⑤ 経過Ⅱ(同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅱ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	848単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	958単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,070単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,169単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,278単位	
⑥ 経過Ⅲ(同一病室病床経過短期入所療養介護費Ⅲ)		
Ⅳ 要介護Ⅰ	838単位	
Ⅴ 要介護Ⅱ	944単位	
Ⅵ 要介護Ⅲ	1,075単位	
Ⅶ 要介護Ⅳ	1,179単位	
Ⅷ 要介護Ⅴ	1,280単位	

(四) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(1) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費

ア 要介護1	838単位
イ 要介護2	943単位
ウ 要介護3	1,082単位
エ 要介護4	1,170単位
オ 要介護5	1,257単位

(2) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費

ア 要介護1	838単位
イ 要介護2	943単位
ウ 要介護3	1,082単位
エ 要介護4	1,170単位
オ 要介護5	1,257単位

(3) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	670単位
ロ 4時間以上6時間未満	928単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～7（略）

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の欠病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13（略）

(6)～(8)（略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算(イ)	22単位
② サービス提供体制強化加算(ロ)	18単位
③ サービス提供体制強化加算(ハ)	6単位

（削る）

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③（略）

(四) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(1) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)

ア 要介護1	820単位
イ 要介護2	924単位
ウ 要介護3	1,059単位
エ 要介護4	1,115単位
オ 要介護5	1,230単位

(2) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)

ア 要介護1	820単位
イ 要介護2	924単位
ウ 要介護3	1,059単位
エ 要介護4	1,115単位
オ 要介護5	1,230単位

(3) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	668単位
ロ 4時間以上6時間未満	908単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～7（略）

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13（略）

(6)～(8)（略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算(イ)	18単位
② サービス提供体制強化加算(ロ)	12単位
③ サービス提供体制強化加算(ハ)	6単位
④ サービス提供体制強化加算(ニ)	6単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（画及び注については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③（略）

(別表3)

(別表4)

97 (略)

イ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

Ⅰ 診療所短期入所療養介護費(1)

ⅱ 診療所短期入所療養介護費(1)

ⅰ 相介護1	730単位
ⅱ 相介護2	740単位
ⅲ 相介護3	744単位
ⅳ 相介護4	731単位
ⅴ 相介護5	738単位

ⅲ 診療所短期入所療養介護費(2)

ⅰ 相介護1	717単位
ⅱ 相介護2	720単位
ⅲ 相介護3	722単位
ⅳ 相介護4	711単位
ⅴ 相介護5	720単位

ⅳ 診療所短期入所療養介護費(3)

ⅰ 相介護1	708単位
ⅱ 相介護2	759単位
ⅲ 相介護3	810単位
ⅳ 相介護4	881単位
ⅴ 相介護5	915単位

ⅴ 診療所短期入所療養介護費(4)

ⅰ 相介護1	796単位
ⅱ 相介護2	846単位
ⅲ 相介護3	897単位
ⅳ 相介護4	945単位
ⅴ 相介護5	995単位

ⅴ 診療所短期入所療養介護費(5)

ⅰ 相介護1	829単位
ⅱ 相介護2	882単位
ⅲ 相介護3	934単位
ⅳ 相介護4	987単位
ⅴ 相介護5	1,037単位

ⅴ 診療所短期入所療養介護費(6)

ⅰ 相介護1	818単位
ⅱ 相介護2	870単位
ⅲ 相介護3	921単位
ⅳ 相介護4	971単位
ⅴ 相介護5	1,023単位

ⅳ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 二に上の算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ⅴ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 二に上の算定した単位数の100分の90に相当する単位数

98 (略)

イ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

Ⅰ 診療所短期入所療養介護費(1)

ⅰ 相介護1	675単位
ⅱ 相介護2	724単位
ⅲ 相介護3	772単位
ⅳ 相介護4	821単位
ⅴ 相介護5	870単位

ⅲ 診療所短期入所療養介護費(2)

ⅰ 相介護1	702単位
ⅱ 相介護2	754単位
ⅲ 相介護3	804単位
ⅳ 相介護4	853単位
ⅴ 相介護5	903単位

ⅳ 診療所短期入所療養介護費(3)

ⅰ 相介護1	693単位
ⅱ 相介護2	743単位
ⅲ 相介護3	793単位
ⅳ 相介護4	843単位
ⅴ 相介護5	893単位

ⅴ 診療所短期入所療養介護費(4)

ⅰ 相介護1	774単位
ⅱ 相介護2	828単位
ⅲ 相介護3	878単位
ⅳ 相介護4	925単位
ⅴ 相介護5	974単位

ⅴ 診療所短期入所療養介護費(5)

ⅰ 相介護1	811単位
ⅱ 相介護2	863単位
ⅲ 相介護3	914単位
ⅳ 相介護4	964単位
ⅴ 相介護5	1,013単位

ⅴ 診療所短期入所療養介護費(6)

ⅰ 相介護1	800単位
ⅱ 相介護2	851単位
ⅲ 相介護3	901単位
ⅳ 相介護4	950単位
ⅴ 相介護5	1,001単位

二) 診所所短期入所療養介護費D)

1) 診療所短期入所療養介護費E)

イ 要介護1	611單位
ロ 要介護2	656單位
ハ 要介護3	700單位
ニ 要介護4	746單位
ホ 要介護5	790單位

2) 診療所短期入所療養介護費F)

イ 要介護1	719單位
ロ 要介護2	763單位
ハ 要介護3	808單位
ニ 要介護4	853單位
ホ 要介護5	898單位

三) 二(一)型診療所短期入所療養介護費(1)自己(1)型)

1) 二(一)型診療所短期入所療養介護費G)

イ 要介護1	818單位
ロ 要介護2	860單位
ハ 要介護3	918單位
ニ 要介護4	967單位
ホ 要介護5	1,017單位

2) 二(一)型診療所短期入所療養介護費H)

イ 要介護1	846單位
ロ 要介護2	889單位
ハ 要介護3	950單位
ニ 要介護4	1,001單位
ホ 要介護5	1,054單位

三) 二(一)型診療所短期入所療養介護費I)

イ 要介護1	836單位
ロ 要介護2	888單位
ハ 要介護3	939單位
ニ 要介護4	989單位
ホ 要介護5	1,040單位

四) 超過的三(一)型診療所短期入所療養介護費J)

イ 要介護1	880單位
ロ 要介護2	930單位
ハ 要介護3	978單位
ニ 要介護4	1,027單位
ホ 要介護5	1,077單位

一) 診療所短期入所療養介護費D)

1) 診療所短期入所療養介護費A)

イ 要介護1	593單位
ロ 要介護2	616單位
ハ 要介護3	656單位
ニ 要介護4	700單位
ホ 要介護5	773單位

2) 診療所短期入所療養介護費B)

イ 要介護1	704單位
ロ 要介護2	747單位
ハ 要介護3	791單位
ニ 要介護4	838單位
ホ 要介護5	879單位

二) 二(一)型診療所短期入所療養介護費(1)自己(1)型)

1) 二(一)型診療所短期入所療養介護費K)

イ 要介護1	860單位
ロ 要介護2	910單位
ハ 要介護3	968單位
ニ 要介護4	1,046單位
ホ 要介護5	1,095單位

2) 二(一)型診療所短期入所療養介護費L)

イ 要介護1	828單位
ロ 要介護2	880單位
ハ 要介護3	930單位
ニ 要介護4	980單位
ホ 要介護5	1,031單位

三) 二(一)型診療所短期入所療養介護費M)

イ 要介護1	818單位
ロ 要介護2	869單位
ハ 要介護3	919單位
ニ 要介護4	969單位
ホ 要介護5	1,018單位

四) 超過的三(一)型診療所短期入所療養介護費N)

イ 要介護1	900單位
ロ 要介護2	950單位
ハ 要介護3	998單位
ニ 要介護4	1,046單位
ホ 要介護5	1,095單位

第① 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅱ

α 要介護Ⅰ	846単位
β 要介護Ⅱ	899単位
γ 要介護Ⅲ	950単位
δ 要介護Ⅳ	1,001単位
ε 要介護Ⅴ	1,054単位

第② 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅲ

α 要介護Ⅰ	836単位
β 要介護Ⅱ	888単位
γ 要介護Ⅲ	939単位
δ 要介護Ⅳ	989単位
ε 要介護Ⅴ	1,040単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	670単位
ロ 4時間以上6時間未満	928単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等や労を待たない事情がある場合は、11日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(別表)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ)～(ロ) (略)

(別表)

(別表)

(9) (略)

第① ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅱ

α 要介護Ⅰ	828単位
β 要介護Ⅱ	880単位
γ 要介護Ⅲ	930単位
δ 要介護Ⅳ	980単位
ε 要介護Ⅴ	1,031単位

第② ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅲ

α 要介護Ⅰ	818単位
β 要介護Ⅱ	869単位
γ 要介護Ⅲ	919単位
δ 要介護Ⅳ	968単位
ε 要介護Ⅴ	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	656単位
ロ 4時間以上6時間未満	908単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ	12単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位
ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ	6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(例及びロについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ)～(ロ) (略)

例 介護職員処遇改善加算Ⅱ ①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

二 若人性認知症疾患發病棟を有する病院に付ける短期入所療養介護費

(1) 認知症発症短期入所療養介護費（7日以内）

イ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,042単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,084単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,126単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,220単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,305単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,150単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,216単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,280単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,348単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,419単位

ロ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 980単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,036単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,094単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,199単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,280単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,094単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,153単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,220単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,302単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,384単位

ハ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 954単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,025単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,091単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,159単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,224単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,036単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,124単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,200単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,280単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,353単位

二 若人性認知症疾患発病棟を有する病院に付ける短期入所療養介護費

(1) 認知症発症短期入所療養介護費（7日以内）

認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,020単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,084単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,148単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,212単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,277単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,125単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,190単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,258単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,319単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,382単位

ロ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 965単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,032単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,099単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,167単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,233単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,071単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,138単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,204単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,274単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,340単位

ハ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 917単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,003単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,080単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,153単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,228単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,031単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,108単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,174単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,240単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,304単位

四 認知症疾患短期入所療養介護費の

1 認知症疾患短期入所療養介護費(1)

イ 要介護1	1,042単位
ロ 要介護2	1,008単位
ハ 要介護3	1,073単位
ニ 要介護4	1,138単位
ホ 要介護5	1,204単位

2 認知症疾患短期入所療養介護費(2)

イ 要介護1	1,104単位
ロ 要介護2	1,118単位
ハ 要介護3	1,180単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,312単位

五 認知症疾患短期入所療養介護費(3)

1 認知症疾患短期入所療養介護費(1)

イ 要介護1	951単位
ロ 要介護2	947単位
ハ 要介護3	1,015単位
ニ 要介護4	1,078単位
ホ 要介護5	1,143単位

2 認知症疾患短期入所療養介護費(2)

イ 要介護1	990単位
ロ 要介護2	1,050単位
ハ 要介護3	1,121単位
ニ 要介護4	1,185単位
ホ 要介護5	1,251単位

六 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(1日につき)

1 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(1)

イ 要介護1	786単位
ロ 要介護2	850単位
ハ 要介護3	917単位
ニ 要介護4	984単位
ホ 要介護5	1,049単位

2 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(2)

イ 要介護1	894単位
ロ 要介護2	980単位
ハ 要介護3	1,035単位
ニ 要介護4	1,091単位
ホ 要介護5	1,150単位

四 認知症疾患短期入所療養介護費の

1 認知症疾患短期入所療養介護費(1)

イ 要介護1	922単位
ロ 要介護2	986単位
ハ 要介護3	1,030単位
ニ 要介護4	1,114単位
ホ 要介護5	1,178単位

2 認知症疾患短期入所療養介護費(2)

イ 要介護1	1,037単位
ロ 要介護2	1,092単位
ハ 要介護3	1,153単位
ニ 要介護4	1,220単位
ホ 要介護5	1,284単位

五 認知症疾患短期入所療養介護費(3)

1 認知症疾患短期入所療養介護費(1)

イ 要介護1	862単位
ロ 要介護2	927単位
ハ 要介護3	991単位
ニ 要介護4	1,055単位
ホ 要介護5	1,119単位

2 認知症疾患短期入所療養介護費(2)

イ 要介護1	904単位
ロ 要介護2	1,032単位
ハ 要介護3	1,097単位
ニ 要介護4	1,161単位
ホ 要介護5	1,224単位

六 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(1日につき)

1 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(1)

イ 要介護1	769単位
ロ 要介護2	812単位
ハ 要介護3	875単位
ニ 要介護4	938単位
ホ 要介護5	1,002単位

2 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(2)

イ 要介護1	855単位
ロ 要介護2	939単位
ハ 要介護3	1,004単位
ニ 要介護4	1,068単位
ホ 要介護5	1,131単位

(3) ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,171単位
- ii 要介護2 1,236単位
- iii 要介護3 1,303単位
- iv 要介護4 1,368単位
- v 要介護5 1,434単位

4. 経過のユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,171単位
- ii 要介護2 1,236単位
- iii 要介護3 1,303単位
- iv 要介護4 1,368単位
- v 要介護5 1,434単位

Ⅱ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,145単位
- ii 要介護2 1,183単位
- iii 要介護3 1,253単位
- iv 要介護4 1,322単位
- v 要介護5 1,390単位

4. 経過のユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,145単位
- ii 要介護2 1,183単位
- iii 要介護3 1,253単位
- iv 要介護4 1,322単位
- v 要介護5 1,390単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

- (イ) 3時間以上4時間未満 670単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 927単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,288単位

注1～3（略）

4. 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなつていない指定短期入所療養介護を緊急に行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の近所等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定平位数に加算する。

(イ～ロ)（略）

(5)(イ)(ロ)（略）

(3) ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,146単位
- ii 要介護2 1,210単位
- iii 要介護3 1,275単位
- iv 要介護4 1,339単位
- v 要介護5 1,403単位

4. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

- i 要介護1 1,146単位
- ii 要介護2 1,210単位
- iii 要介護3 1,275単位
- iv 要介護4 1,339単位
- v 要介護5 1,403単位

Ⅱ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,091単位
- ii 要介護2 1,156単位
- iii 要介護3 1,226単位
- iv 要介護4 1,294単位
- v 要介護5 1,360単位

4. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

- i 要介護1 1,091単位
- ii 要介護2 1,156単位
- iii 要介護3 1,226単位
- iv 要介護4 1,294単位
- v 要介護5 1,360単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

- (イ) 3時間以上4時間未満 668単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 907単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,260単位

注1～3（略）

4. 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなつていない指定短期入所療養介護を緊急に行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定平位数に加算する。

(イ～ロ)（略）

(5)(イ)(ロ)（略）

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
  - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
  - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (附る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ Ⅰ (略)
- ロ (附る)
- ハ (附る)

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(イ)

- α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ
  - イ 要介護1 762単位
  - ロ 要介護2 874単位
  - ハ 要介護3 1,112単位
  - ニ 要介護4 1,214単位
  - ホ 要介護5 1,305単位

- β Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ
  - イ 要介護1 875単位
  - ロ 要介護2 985単位
  - ハ 要介護3 1,224単位
  - ニ 要介護4 1,335単位
  - ホ 要介護5 1,416単位

ロ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ロ)

- α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1)
  - イ 要介護1 752単位
  - ロ 要介護2 861単位
  - ハ 要介護3 1,096単位
  - ニ 要介護4 1,197単位
  - ホ 要介護5 1,287単位

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの間(画及び前)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ Ⅰ (略)
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(イ)

- α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1)
  - イ 要介護1 746単位
  - ロ 要介護2 855単位
  - ハ 要介護3 1,088単位
  - ニ 要介護4 1,188単位
  - ホ 要介護5 1,277単位

- β Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(2)
  - イ 要介護1 859単位
  - ロ 要介護2 964単位
  - ハ 要介護3 1,198単位
  - ニ 要介護4 1,297単位
  - ホ 要介護5 1,386単位

ロ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ロ)

- α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1)
  - イ 要介護1 736単位
  - ロ 要介護2 843単位
  - ハ 要介護3 1,078単位
  - ニ 要介護4 1,171単位
  - ホ 要介護5 1,259単位

## 1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	813單位
Ⅱ 療介護2	972單位
Ⅲ 療介護3	1,267單位
Ⅳ 療介護4	1,506單位
Ⅴ 療介護5	1,396單位

## 2) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

## Ⅰ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	738單位
Ⅱ 療介護2	845單位
Ⅲ 療介護3	1,081單位
Ⅳ 療介護4	1,180單位
Ⅴ 療介護5	1,271單位

## Ⅱ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	848單位
Ⅱ 療介護2	955單位
Ⅲ 療介護3	1,190單位
Ⅳ 療介護4	1,290單位
Ⅴ 療介護5	1,381單位

## (2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ日以下者)

## Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

## Ⅰ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	716單位
Ⅱ 療介護2	812單位
Ⅲ 療介護3	1,031單位
Ⅳ 療介護4	1,111單位
Ⅴ 療介護5	1,182單位

## Ⅱ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	824單位
Ⅱ 療介護2	926單位
Ⅲ 療介護3	1,157單位
Ⅳ 療介護4	1,227單位
Ⅴ 療介護5	1,300單位

## 2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

## Ⅰ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	700單位
Ⅱ 療介護2	796單位
Ⅲ 療介護3	1,006單位
Ⅳ 療介護4	1,094單位
Ⅴ 療介護5	1,124單位

## 3) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費③

Ⅰ 療介護1	844單位
Ⅱ 療介護2	961單位
Ⅲ 療介護3	1,181單位
Ⅳ 療介護4	1,278單位
Ⅴ 療介護5	1,368單位

## 4) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費④

## Ⅰ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	730單位
Ⅱ 療介護2	827單位
Ⅲ 療介護3	1,057單位
Ⅳ 療介護4	1,153單位
Ⅴ 療介護5	1,241單位

## Ⅱ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	828單位
Ⅱ 療介護2	935單位
Ⅲ 療介護3	1,155單位
Ⅳ 療介護4	1,248單位
Ⅴ 療介護5	1,331單位

## (2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ日以下者)

## Ⅰ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

## Ⅰ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	701單位
Ⅱ 療介護2	795單位
Ⅲ 療介護3	1,000單位
Ⅳ 療介護4	1,087單位
Ⅴ 療介護5	1,166單位

## Ⅱ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	816單位
Ⅱ 療介護2	903單位
Ⅲ 療介護3	1,107單位
Ⅳ 療介護4	1,197單位
Ⅴ 療介護5	1,275單位

## 2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

## Ⅰ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	805單位
Ⅱ 療介護2	770單位
Ⅲ 療介護3	984單位
Ⅳ 療介護4	1,071單位
Ⅴ 療介護5	1,130單位

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	511単位
Ⅱ 療介護2	909単位
Ⅲ 療介護3	1,117単位
Ⅳ 療介護4	1,205単位
Ⅴ 療介護5	1,257単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	950単位
Ⅱ 療介護2	745単位
Ⅲ 療介護3	992単位
Ⅳ 療介護4	1,089単位
Ⅴ 療介護5	1,067単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	800単位
Ⅱ 療介護2	897単位
Ⅲ 療介護3	1,108単位
Ⅳ 療介護4	1,196単位
Ⅴ 療介護5	1,275単位

3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

1) I型特別介護医療院短期入所療養介護費

1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	702単位
Ⅱ 療介護2	301単位
Ⅲ 療介護3	1,029単位
Ⅳ 療介護4	1,124単位
Ⅴ 療介護5	1,210単位

2) II型特別介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	805単位
Ⅱ 療介護2	910単位
Ⅲ 療介護3	1,152単位
Ⅳ 療介護4	1,229単位
Ⅴ 療介護5	1,313単位

2) II型特別介護医療院短期入所療養介護費

1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	556単位
Ⅱ 療介護2	749単位
Ⅲ 療介護3	917単位
Ⅳ 療介護4	1,032単位
Ⅴ 療介護5	1,103単位

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	794単位
Ⅱ 療介護2	889単位
Ⅲ 療介護3	1,093単位
Ⅳ 療介護4	1,181単位
Ⅴ 療介護5	1,259単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	674単位
Ⅱ 療介護2	768単位
Ⅲ 療介護3	979単位
Ⅳ 療介護4	1,060単位
Ⅴ 療介護5	1,138単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	789単位
Ⅱ 療介護2	978単位
Ⅲ 療介護3	1,082単位
Ⅳ 療介護4	1,170単位
Ⅴ 療介護5	1,248単位

3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

1) 特別介護医療院短期入所療養介護費

1) I型特別介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	587単位
Ⅱ 療介護2	787単位
Ⅲ 療介護3	1,007単位
Ⅳ 療介護4	1,099単位
Ⅴ 療介護5	1,184単位

2) I型特別介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護1	788単位
Ⅱ 療介護2	891単位
Ⅲ 療介護3	1,108単位
Ⅳ 療介護4	1,202単位
Ⅴ 療介護5	1,285単位

2) II型特別介護医療院短期入所療養介護費

1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護1	812単位
Ⅱ 療介護2	732単位
Ⅲ 療介護3	927単位
Ⅳ 療介護4	1,010単位
Ⅴ 療介護5	1,094単位

(i) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)		
ⅰ 要介護1	791単位	
ⅱ 要介護2	935単位	
ⅲ 要介護3	1,054単位	
ⅳ 要介護4	1,157単位	
ⅴ 要介護5	1,214単位	
(ii) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)に付す)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	892単位	
ⅱ 要介護2	1,002単位	
ⅲ 要介護3	1,242単位	
ⅳ 要介護4	1,343単位	
ⅴ 要介護5	1,494単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	892単位	
ⅱ 要介護2	1,002単位	
ⅲ 要介護3	1,243単位	
ⅳ 要介護4	1,343単位	
ⅴ 要介護5	1,431単位	
(iii) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)に付す)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	822単位	
ⅱ 要介護2	990単位	
ⅲ 要介護3	1,226単位	
ⅳ 要介護4	1,325単位	
ⅴ 要介護5	1,415単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	822単位	
ⅱ 要介護2	990単位	
ⅲ 要介護3	1,226単位	
ⅳ 要介護4	1,325単位	
ⅴ 要介護5	1,415単位	
(iv) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)に付す)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	791単位	
ⅱ 要介護2	934単位	
ⅲ 要介護3	1,055単位	
ⅳ 要介護4	1,159単位	
ⅴ 要介護5	1,214単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	791単位	
ⅱ 要介護2	933単位	
ⅲ 要介護3	1,215単位	
ⅳ 要介護4	1,309単位	
ⅴ 要介護5	1,394単位	

(i) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)		
ⅰ 要介護1	740単位	
ⅱ 要介護2	897単位	
ⅲ 要介護3	1,031単位	
ⅳ 要介護4	1,114単位	
ⅴ 要介護5	1,186単位	
(ii) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)に付す)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	878単位	
ⅱ 要介護2	981単位	
ⅲ 要介護3	1,217単位	
ⅳ 要介護4	1,311単位	
ⅴ 要介護5	1,491単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	878単位	
ⅱ 要介護2	981単位	
ⅲ 要介護3	1,217単位	
ⅳ 要介護4	1,311単位	
ⅴ 要介護5	1,403単位	
(iii) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)に付す)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	863単位	
ⅱ 要介護2	964単位	
ⅲ 要介護3	1,200単位	
ⅳ 要介護4	1,297単位	
ⅴ 要介護5	1,385単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	863単位	
ⅱ 要介護2	964単位	
ⅲ 要介護3	1,200単位	
ⅳ 要介護4	1,297単位	
ⅴ 要介護5	1,385単位	
(iv) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)に付す)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	873単位	
ⅱ 要介護2	972単位	
ⅲ 要介護3	1,184単位	
ⅳ 要介護4	1,281単位	
ⅴ 要介護5	1,361単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	872単位	
ⅱ 要介護2	972単位	
ⅲ 要介護3	1,180単位	
ⅳ 要介護4	1,281単位	
ⅴ 要介護5	1,361単位	

(6) エニカト型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日に1回）

一 エニカト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニカト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	928単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,262単位
ホ 要介護5	1,347単位

β 経過のエニカト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	841単位
ロ 要介護2	943単位
ハ 要介護3	1,168単位
ニ 要介護4	1,262単位
ホ 要介護5	1,347単位

二 エニカト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニカト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	849単位
ロ 要介護2	946単位
ハ 要介護3	1,166単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,326単位

β 経過のエニカト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	849単位
ロ 要介護2	946単位
ハ 要介護3	1,166単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,326単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

- (イ) 3時間以上4時間未満 670単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 928単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,280単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の相談を行う家族の近況等やむを得ない可能性がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を規定している場合は、算定しない。

8～14 (略)

(8)～(12) (略)

(6) エニカト型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日に2回）

一 エニカト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニカト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	923単位
ロ 要介護2	923単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,265単位
ホ 要介護5	1,318単位

β エニカト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	823単位
ロ 要介護2	923単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,235単位
ホ 要介護5	1,318単位

二 エニカト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニカト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	926単位
ハ 要介護3	1,131単位
ニ 要介護4	1,220単位
ホ 要介護5	1,298単位

β エニカト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	926単位
ハ 要介護3	1,131単位
ニ 要介護4	1,220単位
ホ 要介護5	1,298単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

- (イ) 3時間以上4時間未満 656単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 908単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

8～14 (略)

(8)～(12) (略)

⑬ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
  - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
  - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (削る)

⑭ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)

⑮ (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 538単位
- (2) 要介護2 604単位
- (3) 要介護3 674単位
- (4) 要介護4 738単位
- (5) 要介護5 807単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

- (1) 要介護1 638単位
- (2) 要介護2 604単位
- (3) 要介護3 674単位
- (4) 要介護4 738単位
- (5) 要介護5 807単位

注1 (略)

2 ロにおいて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

⑬ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

⑭ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅰ 二により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅱ 三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑮ (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 538単位
- (2) 要介護2 602単位
- (3) 要介護3 671単位
- (4) 要介護4 735単位
- (5) 要介護5 804単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

- (1) 要介護1 538単位
- (2) 要介護2 602単位
- (3) 要介護3 671単位
- (4) 要介護4 735単位
- (5) 要介護5 804単位

注1 (略)

2 ロにおいて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

## 3・4 (略)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) 入居継続支援加算Ⅰ 36単位

2) 入居継続支援加算Ⅱ 32単位

(別添)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連絡により、利用者毎身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日については、利用者の認知症等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、(注7)を算定している場合、(注)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

## 3・4 (略)

5 イについて、次に掲げるいずれかの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。

1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数よりも又はその端数を増すごとに1以上であること。

3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき300単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する月の翌日から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算II 30単位
- ロ ADL維持等加算I 60単位

9～12 (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

14 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

- イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働官に提出していること。
- ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（指定居宅サービス基準第181条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ニ (略)

ホ 看取り介護加算

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算Iとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算IIとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算Iを算定している場合は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ウ (略)

(新設)

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

ニ (略)

ホ 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

ウ (略)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 32単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

(削る)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

リ (略)

11 (略)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ) 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(令和及び昭和については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (ロ)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (ロ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

リ (略)

11 (略)

(令和3年3月15日現在の実施の要する措置に関する措置の一部あり)

第1条 住居費の負担軽減(要する要員)等の算定に関する基準 (平成11年5月14日告示第二十号)の2 都道府県の定めるものは次のとおり。

(後編第4号は改正あり)

名 正 義	名 正 義
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1日につき) (1) 居宅介護支援費Ⅰ) (イ) 居宅介護支援費Ⅰ) a 要介護1又は要介護2 1,076単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 1,398単位 (ロ) 居宅介護支援費Ⅱ) a 要介護1又は要介護2 539単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 698単位	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1日につき) (1) 居宅介護支援費Ⅰ) (イ) 要介護1又は要介護2 1,077単位 (新設) (ロ) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,373単位 (新設)

(二) 居宅介護支援費Ⅱ	
a 要介護 1 又は要介護 2	323 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	418 単位
(三) 居宅介護支援費Ⅲ	
(イ) 居宅介護支援費Ⅲ	
a 要介護 1 又は要介護 2	1,076 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,398 単位
(ロ) 居宅介護支援費Ⅲ	
a 要介護 1 又は要介護 2	522 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	677 単位
(ハ) 居宅介護支援費Ⅲ	
a 要介護 1 又は要介護 2	313 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	406 単位
(別表)	

注 1 (一)については、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号、以下「基準」という。）第4条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる18分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）は、次のイからハまでにかかわらず、(1)の1を適用する。また、②を算定する場合には、①は算定しない。

イ 居宅介護支援費Ⅰ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する前勤換算法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取換件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費Ⅱ 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費Ⅲ 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

(新設)	
(2) 居宅介護支援費Ⅲ	
(イ) 要介護 1 又は要介護 2	529 単位
(新設)	
(新設)	
(ロ) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	686 単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(3) 居宅介護支援費Ⅳ	
(イ) 要介護 1 又は要介護 2	317 単位
(ロ) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	411 単位

注 1 (一)から(四)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号、以下「基準」という。）第4条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる18分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 居宅介護支援費Ⅰ 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する前勤換算法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取換件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費Ⅱ 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費Ⅲ 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

2 (2)については、情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、2000を適用する。

- イ 居宅介護支援費前 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。
- ロ 居宅介護支援費前 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費前 取扱件数が60以上である場合において、60以上の部分について算定する。

3～8 (略)

ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(イ) 505単位
- ロ 特定事業所加算(ロ) 407単位
- ハ 特定事業所加算(ハ) 309単位
- ニ 特定事業所加算(ニ) 100単位

二 特定事業所医療介護連携加算 125単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ (略)

ハ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に人所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカ）の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護

(新設)

3～7 (略)

ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、特定事業所加算(イ)から特定事業所加算(ロ)までのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業所加算(イ)から特定事業所加算(ロ)までのその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(イ) 500単位
- ロ 特定事業所加算(ロ) 400単位
- ハ 特定事業所加算(ハ) 300単位
- ニ 特定事業所加算(ニ) 125単位

(新設)

二 (略)

ホ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に人所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカ）の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護

老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ～ホ（略）

（別添）

（別添）

下 通院時情報連携加算 50 単位

注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

チ・リ（略）

老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ～ホ（略）

ハ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人口、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前 6 月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前 6 月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

（新設）

チ・リ（略）

指定施設サービス費に算入する項目の級別標準に關する事項の一覧表

第三表 指定施設サービス費に算入する費用の級別標準に關する事項(平成十二年厚生省告示第一一七)の 部分改訂の概略を記す

標準的介護サービス費

別表	位 位 費
指定施設サービス費介護給付費単位数表	
1 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)	
ロ 介護福祉施設サービス費	
イ 介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	573単位
イ 要介護2	641単位
ロ 要介護3	712単位
ハ 要介護4	780単位
ニ 要介護5	847単位
ロ 介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	573単位
イ 要介護2	641単位
ロ 要介護3	712単位
ハ 要介護4	780単位
ニ 要介護5	847単位
ハ 経過的な規模介護福祉施設サービス費	
イ 経過的な規模介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	676単位
イ 要介護2	741単位
ロ 要介護3	812単位
ハ 要介護4	878単位
ニ 要介護5	942単位
ロ 経過的な規模介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	676単位
イ 要介護2	741単位
ロ 要介護3	812単位
ハ 要介護4	878単位
ニ 要介護5	942単位
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費	
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	652単位
イ 要介護2	720単位
ロ 要介護3	793単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	929単位
ハ 経過的なユニーク型介護福祉施設サービス費	
ア 要介護1	652単位
イ 要介護2	720単位
ロ 要介護3	793単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	929単位

別表	位 位 費
指定施設サービス費介護給付費単位数表	
1 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)	
ロ 介護福祉施設サービス費	
イ 介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	559単位
イ 要介護2	627単位
ロ 要介護3	697単位
ハ 要介護4	765単位
ニ 要介護5	832単位
ロ 介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	559単位
イ 要介護2	627単位
ロ 要介護3	697単位
ハ 要介護4	765単位
ニ 要介護5	832単位
ハ 経過的な規模介護福祉施設サービス費	
イ 経過的な規模介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	661単位
イ 要介護2	726単位
ロ 要介護3	797単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	926単位
ロ 経過的な規模介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	661単位
イ 要介護2	726単位
ロ 要介護3	797単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	926単位
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費	
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	638単位
イ 要介護2	705単位
ロ 要介護3	778単位
ハ 要介護4	846単位
ニ 要介護5	913単位
ハ 経過的なユニーク型介護福祉施設サービス費	
ア 要介護1	638単位
イ 要介護2	705単位
ロ 要介護3	778単位
ハ 要介護4	846単位
ニ 要介護5	913単位

(10) 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

イ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

ロ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

7～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、210については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位
(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人口、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共

(12) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

イ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

ロ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

注1～4 (略)

(新設)

(新設)

5～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人口、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注14において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共

同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報を他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1 ア D L 維持等加算Ⅰ 30単位
- 2 ア D L 維持等加算Ⅱ 60単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

15～18 (略)

19 入所者に対して居室における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居室サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

- ハ (略)
- 二 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要な栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

- ホ (略)
- (前略)

同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

12～15 (略)

16 入所者に対して居室における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居室サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 (略)

- ハ (略)
- 二 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要な栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イを算定していない場合は、算定しない。

- ホ (略)
- ハ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

閉る)

ト 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

チ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(イ) 400単位
- (2) 経口維持加算(ロ) 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、視覚が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

ト 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

テ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(イ) 400単位
- (2) 経口維持加算(ロ) 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、視覚が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

（略）  
（別表）

（別表）

リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区外に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位

(2) 口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位

（別表）

（別表）

（別表）

ヌ・ル （略）

ロ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算Ⅰとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算Ⅱとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算Ⅰを算定している場合は、算定しない。

（略）

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する日から起算して1月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、認識が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して摂食防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ル 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ヲ・ワ （略）

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算Ⅰとして、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算Ⅱとして、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算Ⅰを算定している場合は、算定しない。

ワ ケア (略)

ト 介護マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの介護管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護マネジメント加算Ⅰ 3単位
- (2) 介護マネジメント加算Ⅱ 13単位

ニ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算Ⅰ 10単位
- (2) 排せつ支援加算Ⅱ 15単位
- (3) 排せつ支援加算Ⅲ 20単位

ツ 自立支援促進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

チ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位

テ 安全対策体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
  - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
  - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (前号)

ヨ ベース (略)

ツ 介護マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの介護管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ニ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

テ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰⅰ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰⅱ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (前①)
- (前②)

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

② 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費Ⅰ

イ 介護保健施設サービス費Ⅰ

ア 要介護1	714単位
イ 要介護2	759単位
ウ 要介護3	821単位
エ 要介護4	874単位
オ 要介護5	925単位

ロ 介護保健施設サービス費Ⅱ

ア 要介護1	758単位
イ 要介護2	828単位
ウ 要介護3	890単位
エ 要介護4	946単位
オ 要介護5	1,003単位

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間(甲及び丙については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

② 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費Ⅰ

イ 介護保健施設サービス費Ⅰ

ア 要介護1	701単位
イ 要介護2	746単位
ウ 要介護3	808単位
エ 要介護4	860単位
オ 要介護5	911単位

ロ 介護保健施設サービス費Ⅱ

ア 要介護1	742単位
イ 要介護2	814単位
ウ 要介護3	876単位
エ 要介護4	932単位
オ 要介護5	988単位

## 二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	830単位
ウ 要介護3	885単位
エ 要介護4	940単位
オ 要介護5	1,000単位

## 三 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	830単位
イ 要介護2	940単位
ウ 要介護3	974単位
エ 要介護4	1,030単位
オ 要介護5	1,085単位

## (2) 介護保健施設サ－ビス管理

## 一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	822単位
ウ 要介護3	876単位
エ 要介護4	1,010単位
オ 要介護5	1,067単位

## 二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	810単位
イ 要介護2	900単位
ウ 要介護3	1,010単位
エ 要介護4	1,071単位
オ 要介護5	1,135単位

## (3) 介護保健施設サ－ビス管理

## 一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	816単位
ウ 要介護3	870単位
エ 要介護4	924単位
オ 要介護5	1,000単位

## 二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	810単位
イ 要介護2	891単位
ウ 要介護3	944単位
エ 要介護4	1,053単位
オ 要介護5	1,128単位

## 二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	775単位
イ 要介護2	891単位
ウ 要介護3	891単位
エ 要介護4	975単位
オ 要介護5	980単位

## 三 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	822単位
イ 要介護2	894単位
ウ 要介護3	959単位
エ 要介護4	1,016単位
オ 要介護5	1,070単位

## (2) 介護保健施設サ－ビス管理

## 一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	728単位
イ 要介護2	808単位
ウ 要介護3	821単位
エ 要介護4	908単位
オ 要介護5	1,074単位

## 二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	804単位
イ 要介護2	883単位
ウ 要介護3	900単位
エ 要介護4	978単位
オ 要介護5	1,050単位

## (3) 介護保健施設サ－ビス管理

## 一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	728単位
イ 要介護2	803単位
ウ 要介護3	867単位
エ 要介護4	971単位
オ 要介護5	1,043単位

## 二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	804単位
イ 要介護2	880単位
ウ 要介護3	974単位
エ 要介護4	1,048単位
オ 要介護5	1,123単位

(四) 介護保健施設等一化費(Ⅱ)

(1) 介護保健施設等一化費(Ⅰ)

- a) 要介護1 700単位
- b) 要介護2 744単位
- c) 要介護3 805単位
- d) 要介護4 856単位
- e) 要介護5 907単位

一 介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 702単位
- b) 要介護2 730単位
- c) 要介護3 780単位
- d) 要介護4 830単位
- e) 要介護5 882単位

(2) 以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)に付する

(Ⅰ) 以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)

① 以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)

- a) 要介護1 796単位
- b) 要介護2 841単位
- c) 要介護3 903単位
- d) 要介護4 956単位
- e) 要介護5 1,009単位

一 以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 841単位
- b) 要介護2 917単位
- c) 要介護3 978単位
- d) 要介護4 1,035単位
- e) 要介護5 1,090単位

(Ⅱ) 経過の以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)

- a) 要介護1 796単位
- b) 要介護2 841単位
- c) 要介護3 903単位
- d) 要介護4 956単位
- e) 要介護5 1,009単位

(Ⅲ) 経過の以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 841単位
- b) 要介護2 915単位
- c) 要介護3 978単位
- d) 要介護4 1,035単位
- e) 要介護5 1,090単位

(Ⅱ) 以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

① 以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 804単位
- b) 要介護2 887単位

(4) 介護保健施設等一化費(Ⅲ)

介護保健施設等一化費(Ⅲ)

- a) 要介護1 887単位
- b) 要介護2 931単位
- c) 要介護3 979単位
- d) 要介護4 1,041単位
- e) 要介護5 1,093単位

一 介護保健施設等一化費(Ⅳ)

- a) 要介護1 904単位
- b) 要介護2 907単位
- c) 要介護3 956単位
- d) 要介護4 916単位
- e) 要介護5 988単位

(2) 以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)に付する

(Ⅰ) 以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)

① 以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)

- a) 要介護1 781単位
- b) 要介護2 826単位
- c) 要介護3 888単位
- d) 要介護4 941単位
- e) 要介護5 993単位

一 以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 826単位
- b) 要介護2 900単位
- c) 要介護3 969単位
- d) 要介護4 1,019単位
- e) 要介護5 1,074単位

(Ⅱ) 経過の以下型介護保健施設等一化費(Ⅰ)

- a) 要介護1 781単位
- b) 要介護2 826単位
- c) 要介護3 888単位
- d) 要介護4 941単位
- e) 要介護5 993単位

(Ⅲ) 経過の以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 826単位
- b) 要介護2 900単位
- c) 要介護3 969単位
- d) 要介護4 1,019単位
- e) 要介護5 1,074単位

(Ⅱ) 以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

① 以下型介護保健施設等一化費(Ⅱ)

- a) 要介護1 889単位
- b) 要介護2 971単位

イ 要介護3	1,100単位
ロ 要介護4	1,176単位
ハ 要介護5	1,252単位
一) 経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	904単位
ロ 要介護2	957単位
ハ 要介護3	1,100単位
ニ 要介護4	1,176単位
ホ 要介護5	1,252単位
二) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	904単位
ロ 要介護2	980単位
ハ 要介護3	1,071単位
ニ 要介護4	1,149単位
ホ 要介護5	1,225単位
三) 経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	904単位
ロ 要介護2	980単位
ハ 要介護3	1,071単位
ニ 要介護4	1,149単位
ホ 要介護5	1,225単位
四) ユニット型介護保健施設等—バス費	
一) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	770単位
ロ 要介護2	825単位
ハ 要介護3	885単位
ニ 要介護4	937単位
ホ 要介護5	988単位
二) 経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	770単位
ロ 要介護2	825単位
ハ 要介護3	835単位
ニ 要介護4	887単位
ホ 要介護5	938単位

注1-3 (略)

- イ) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき1単位を所定単位数から減算する。
- ロ) 安全管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

イ 要介護3	1,054単位
ロ 要介護4	1,130単位
ハ 要介護5	1,207単位
一) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	880単位
ロ 要介護2	971単位
ハ 要介護3	1,084単位
ニ 要介護4	1,160単位
ホ 要介護5	1,235単位
二) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	880単位
ロ 要介護2	964単位
ハ 要介護3	1,058単位
ニ 要介護4	1,133単位
ホ 要介護5	1,208単位
三) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	880単位
ロ 要介護2	964単位
ハ 要介護3	1,058単位
ニ 要介護4	1,133単位
ホ 要介護5	1,208単位
四) ユニット型介護保健施設等—バス費	
一) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	764単位
ロ 要介護2	810単位
ハ 要介護3	870単位
ニ 要介護4	922単位
ホ 要介護5	972単位
二) ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ 要介護1	764単位
ロ 要介護2	810単位
ハ 要介護3	870単位
ニ 要介護4	922単位
ホ 要介護5	972単位

注1-3 (略)

- イ) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき1単位を所定単位数から減算する。
- ロ) 安全管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

6～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合してゐるものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であつて、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)については、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡日に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)については、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡日に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

16～18 (略)

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びにニからハまで、チからマまで、ウ、ヨ及びナからムまでは算定しない。

六 (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

ハ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(イ・ロ) (略)

(三) 入退所前連携加算 800単位

(四) 入退所前連携加算 400単位

4～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合してゐるものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ウを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であつて、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)については、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡日に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)については、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡日に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

14～16 (略)

17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注5、注6及び注16並びにニからハまで、チからマまで、ヨ、レ及びナからムまでは算定しない。

六 (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、ロを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ハ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(イ・ロ) (略)

(三) (新設)

(四) 退所前連携加算 500単位

(四) (略)

注1・2 (略)

3 (1)のロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、(1)のロについては、ロに掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。ただし、(1)のロを算定している場合は、(1)のロは算定しない。

イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所前に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(別添)

ト 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注1を算定している場合は、算定しない。

(前同)

チ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)のロについては、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(新設)

(新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受

けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

リ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算Ⅰ 100単位
- (2) 経口維持加算Ⅱ 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

ヌ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位
- (2) 口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位

(削る)

けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ヌ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算Ⅰ 100単位
- (2) 経口維持加算Ⅱ 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ル 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ロ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

子 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

(削る)

(削る)

ル・マ (略)

ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

- (1) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ 100単位
- (2) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ 240単位
- (3) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ 100単位

(削る)

(削る)

(削る)

カ (略)

ク 所定疾患施設療養費(1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。)は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 所定疾患施設療養費Ⅰ(注1)の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定し、所定疾患施設療養費Ⅱは同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

3 (略)

ク・ロ (略)

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ワ・カ (略)

ユ かかりつけ医連携薬剤調整加算 135単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

イ も種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者

ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者

ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している者

タ (略)

テ 所定疾患施設療養費(1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

3 (略)

ソ・チ (略)

(新設)

② 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切な有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ナ 療 育マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの療 育管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 療 育マネジメント加算Ⅰ 3単位
- (2) 療 育マネジメント加算Ⅱ 15単位

ラ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算Ⅰ 10単位
- (2) 排せつ支援加算Ⅱ 15単位
- (3) 排せつ支援加算Ⅲ 30単位

ル 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ロ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ 60単位

ホ 安全対策体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初月に限り所定単位数を加算する。

コ 療 育マネジメント加算 10単位

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの療 育管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ク 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ノ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の800分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ク 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）
  - イ 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ
    - α 療養型介護療養施設サービス費Ⅰイ
      - i 要介護1 593単位
      - ii 要介護2 625単位
      - iii 要介護3 889単位
      - iv 要介護4 974単位
      - v 要介護5 1,052単位

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

キ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (イ)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (イ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ク 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）
  - イ 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ
    - α 療養型介護療養施設サービス費Ⅰイ
      - i 要介護1 645単位
      - ii 要介護2 748単位
      - iii 要介護3 978単位
      - iv 要介護4 1,068単位
      - v 要介護5 1,154単位

1. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	318単位
ロ 相分譲Ⅱ	216単位
ハ 相分譲Ⅲ	257単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,017単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,084単位

2. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	809単位
ロ 相分譲Ⅱ	702単位
ハ 相分譲Ⅲ	914単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,001単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,072単位

3. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	634単位
ロ 相分譲Ⅱ	751単位
ハ 相分譲Ⅲ	934単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,070単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,346単位

4. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	717単位
ロ 相分譲Ⅱ	825単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,026単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,117単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,189単位

5. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	705単位
ロ 相分譲Ⅱ	822単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,018単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,084単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,184単位

6. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

1. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	542単位
ロ 相分譲Ⅱ	626単位
ハ 相分譲Ⅲ	774単位
ニ 相分譲Ⅳ	807単位
ホ 相分譲Ⅴ	849単位

2. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	577単位
ロ 相分譲Ⅱ	652単位
ハ 相分譲Ⅲ	781単位
ニ 相分譲Ⅳ	829単位
ホ 相分譲Ⅴ	846単位

7. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	673単位
ロ 相分譲Ⅱ	782単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,018単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,115単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,205単位

8. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	689単位
ロ 相分譲Ⅱ	787単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,001単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,098単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,187単位

9. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	740単位
ロ 相分譲Ⅱ	853単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,077単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,178単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,258単位

10. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	784単位
ロ 相分譲Ⅱ	891単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,126単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,225単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,315単位

11. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	770単位
ロ 相分譲Ⅱ	878単位
ハ 相分譲Ⅲ	1,108単位
ニ 相分譲Ⅳ	1,206単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,303単位

12. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

1. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	584単位
ロ 相分譲Ⅱ	693単位
ハ 相分譲Ⅲ	841単位
ニ 相分譲Ⅳ	899単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,023単位

2. 新築住宅供給促進施設計画(七)要項

イ 相分譲Ⅰ	605単位
ロ 相分譲Ⅱ	714単位
ハ 相分譲Ⅲ	862単位
ニ 相分譲Ⅳ	918単位
ホ 相分譲Ⅴ	1,054単位

Ⅴ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅴ

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	731単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	762単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,001単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,037単位

Ⅵ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅵ

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	740単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	881単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,026単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,082単位

Ⅶ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅶ

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	522単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	619単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	748単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	884単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	919単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	619単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	714単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	840単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	980単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,015単位

Ⅷ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅷ(1日1回以上)

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	601単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	694単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	825単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	968単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,015単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	696単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	792単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	920単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	990単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,038単位

Ⅴ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅴ

Ⅰ 要介護Ⅰ	645単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	704単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	931単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,088単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,138単位

Ⅵ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅵ

Ⅰ 要介護Ⅰ	719単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	819単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	975単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,126単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,186単位

Ⅶ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅶ

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	567単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	674単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	818単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	968単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,007単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	674単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	780単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	924単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,074単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,113単位

Ⅷ 障害型介護福祉施設サ－ビス費Ⅷ(1日1回以上)

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	756単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	902単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,080単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,076単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	759単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	965単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,108単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,305単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,382単位

一 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

① 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 401単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 691単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 749単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 858単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 945単位

② 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 605単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 792単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 884単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 982単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,042単位

③ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

① 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 706単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 801単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,002単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,090単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,186単位

② 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 742単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 831単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,042単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,138単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,213単位

③ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 723単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 819単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,028単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,117単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,197単位

④ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 706単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 801単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,002単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,090単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,186単位

⑤ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 732単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 830単位

一 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

① 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 830単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 789単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 802単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 959単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,040単位

② 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 770単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 853単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 868単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,054単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,148単位

③ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

① 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 771単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 876単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,090単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,195単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,280単位

② 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 800単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 908単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,140単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,243単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,328単位

③ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 790単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 898単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,128単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,225単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,314単位

④ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 771単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 876単位
- Ⅲ 受付室Ⅲ 1,090単位
- Ⅳ 受付室Ⅳ 1,195単位
- Ⅴ 受付室Ⅴ 1,280単位

⑤ 二二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- Ⅰ 受付室Ⅰ 800単位
- Ⅱ 受付室Ⅱ 908単位

イ	要介護3	1,042単位
ロ	要介護4	1,132単位
ハ	要介護5	1,213単位
ウ	総合的ユニット型療養型介護療養施設サービス費	
イ	要介護1	728単位
ロ	要介護2	819単位
ハ	要介護3	1,028単位
ニ	要介護4	1,117単位
ホ	要介護5	1,197単位

エ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
イ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
イ	要介護1	706単位
ロ	要介護2	801単位
ハ	要介護3	924単位
ニ	要介護4	1,000単位
ホ	要介護5	1,079単位
ウ	経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
イ	要介護1	706単位
ロ	要介護2	801単位
ハ	要介護3	924単位
ニ	要介護4	1,000単位
ホ	要介護5	1,079単位

- 注1 (略)
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)から(10)まで、(14)、(15)、(16)及び(17)は算定しない。
- 3～6 (略)
- 7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する許可を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後8月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 10 (略)
- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第25条第9号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき130単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

イ	要介護3	1,143単位
ロ	要介護4	1,242単位
ハ	要介護5	1,332単位
ウ	ユニット型療養型介護療養施設サービス費	
イ	要介護1	790単位
ロ	要介護2	896単位
ハ	要介護3	1,198単位
ニ	要介護4	1,235単位
ホ	要介護5	1,314単位

エ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
イ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
イ	要介護1	771単位
ロ	要介護2	875単位
ハ	要介護3	1,012単位
ニ	要介護4	1,097単位
ホ	要介護5	1,183単位
ウ	経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
イ	要介護1	771単位
ロ	要介護2	875単位
ハ	要介護3	1,012単位
ニ	要介護4	1,097単位
ホ	要介護5	1,183単位

- 注1 (略)
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、(8)から(10)まで、(14)、(15)及び(16)は算定しない。
- 3～6 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 7 (略)
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第25条第9号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき130単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

12 (略)

13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居室において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居室サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

14～16 (略)

(5)～(6) (略)

(別表)

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注9から注14までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注9から注14までの注9を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(I) 400単位

(ロ) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

9 (略)

10 (2)及び(4)について、入院患者であつて、退院が見込まれる者をその居室において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居室サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

11～13 (略)

(5)～(6) (略)

(7) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(9) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(10) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(I) 400単位

(ロ) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、山から山までの注9又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)  
(削る)

(削る)

100 口腔衛生管理体制加算 90単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

101 安全対策体制加算 20単位  
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

102 サービス提供体制強化加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 33単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(削る)

103 介護職員処遇改善加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

101 口腔衛生管理体制加算 20単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

102 口腔衛生管理加算 90単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

103 サービス提供体制強化加算 (新設)  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

104 介護職員処遇改善加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月